

基本目標3 安心で安全な保護の実施

(1) 一時保護体制の充実

《現状・課題》

配偶者からの暴力から逃れてくる被害者にとって最も必要なことは安全の確保です。

被害者の保護の実施に当たっては、緊急の場合には避難場所の確保や一時保護所までの同行支援等による安全の確保が必要です。

DV被害者支援センター（紀南DVセンター）の設置により、紀南地方においても緊急時の速やかな対応が可能となりましたが、今後は、被害者の様々な状況を踏まえて、より円滑な安全の確保を行うため、市町村との連携が必要です。

また、一時保護施設は、心身を休め、自立に向けた準備をするための場所として、被害者や同伴児に対する医学的・心理学的なケアの充実が必要です。

今後の取組

[1] 緊急時の安全の確保

- 県配偶者暴力相談支援センター及び各振興局では、被害者等の安全の確保が必要な場合には一時保護を勧奨します。危険が急迫している場合は、警察と連携して対応します。
なお、被害者の状況によっては、避難場所の提供や一時保護所等への同行支援について、市町村にも協力を求めます。
- DV被害者支援センター（紀南DVセンター）は、県配偶者暴力相談支援センターと常時連携して、紀南地方における緊急時の保護と被害者支援を行います。

[2] 一時保護の実施

- 子ども・女性・障害者相談センターが一時保護を行いますが、被害者の状況を考慮して、民間施設への一時保護委託や県域を越えた一時保護にも対応します。
なお、男性被害者の一時保護委託先についても検討します。
- 女性相談所の子ども・障害者相談センターへの移転統合により、被害者や同伴児に対する心のケアの充実等、一時保護所機能の強化を図ります。
- 離婚等の問題に対応するため、必要に応じて弁護士による法律相談

を実施します。

- 被害者が関係機関等への相談や手続きが必要となった場合には、職員が同行して安全の確保を図ります。
- 外国人の被害者の在留資格等の手続きが必要な場合には、入国管理局に対して、被害者の状況を考慮した対応について協力を求めます。

(2) 保護命令制度の利用

《現状・課題》

被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、保護命令制度の周知と利用のための支援が必要です。

また、保護命令の発令直後等は、加害者からの報復等のおそれが高いため、被害者等の身の安全の確保に留意することが必要です。

なお、子どもへの保護命令発令時は、教育委員会や学校、保育所等においても加害者からの問い合わせ等への適切な対応が求められます。

今後の取組

[1] 県配偶者暴力相談支援センターにおける対応

- 保護命令制度の説明や申立ての手続きの助言を行います。
また、制度の利用に当たっては、裁判所との連絡調整や同行等の支援を行います。
- 裁判所から保護命令発令の通知を受けた場合は、速やかに警察と連携して被害者等の安全の確保を図ります。
- 未成年の子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、発令内容を教育委員会等に被害者自らが申し出るよう助言するとともに、必要な支援を行います。

[2] 警察における対応

- 県警察本部及び各警察署において、被害者に対し保護命令制度の説明を行います。
- 保護命令発令後は、速やかに被害者等と連絡をとり、被害防止策等を教示し、加害者に対しては命令内容と違反が罪にあたることを認識させ、確実に遵守されるよう指導警告等を行います。

(1) 新たなくらしのための支援

《現状・課題》

一時保護施設への入所はあくまでも一時的な滞在であり、長期にわたり居住することはできません。

新たな生活をはじめめる場合、住宅や生活費の確保等の課題に対応するため、配偶者暴力相談支援センターと関係機関等は相互に連携する必要があります。とりわけ、福祉制度の利用や被害者等の個人情報保護等の生活にかかわる支援の窓口となる市町村の役割は重要となります。

また、支援は、被害者自身の意思に基づくことはもちろんのこと、被害者の子どもに対しても、その人格と権利を十分尊重したものでなければなりません。

今後の取組

[1] 住宅の確保

① 公営住宅への入居

- 県営住宅については、被害者の優先的な入居に配慮し、入居手続きに当たっては、被害者の状況をふまえ、必要に応じて保証人の連署を不要とする等の対応を行います。

また、市町村営住宅についても同様の配慮を求めます。

② 民間賃貸住宅への入居

- 保証人が確保できない場合は、民間の家賃債務保証会社等の利用について助言します。

[2] 就業の支援

① 職業紹介・職業訓練

- 職業訓練や職場適応訓練等についてハローワーク等と連携して対応します。

② 子育て支援

- 子どもを預ける必要がある被害者に対しては、保育所やショートステイ等の子育て支援事業の活用について助言し、必要に応じて市町村等に引き継ぎを行います。

[3]生活の支援

①被害者等の情報の保護のための支援

- 追跡等による被害のおそれがある場合には、被害者やその同居者の住所等が加害者等に知られないようにするため、住民票の写しの交付等の制限措置について被害者に助言し、必要に応じて市町村に対して情報管理の徹底を求めます。

なお、制限措置の対象期間中に転居を行う場合、新たな市町村において、再度、制限措置の申し出を行うよう助言します。

また、外国人に対しては、同居の親族等により外国人登録原票の写し等の請求が可能であることから、市町村に対して情報管理の徹底について協力を求めます。

②医療保険等の手続き支援

- 医療保険や年金等の手続きについて助言し、必要に応じて関係機関等への同行支援を行います。

③経済的な支援

- 生活保護制度や児童手当、児童扶養手当等の福祉制度の利用について助言し、必要に応じて福祉事務所等関係機関等に引き継ぎを行います。

④その他の支援

- 事案に応じ、離婚手続に関する助言や弁護士による法律相談窓口の紹介等を行います。

(2) 被害者の子どもへの支援

《現状・課題》

配偶者等からの暴力から逃れた後でも、子どもに感情や感覚の調整ができない等の症状が残ることがあり、場合によっては被害者と子どもを分離して子どもの心のケアを行うことがあります。

児童相談所をはじめ子どもに関わる機関は、連携して子どもの心のケアや親子関係の再構築を支援することが求められるとともに、子どもに対し、保育の機会や教育の場が確保されるよう対策を講じる必要があります。

今後の取組

[1]子どもの心のケア

- 児童相談所をはじめ学校、保育所、幼稚園等子どもに関わる機関は、子どもの心のケアについて連携して支援します。

[2] 保育や就学の機会と安全の確保等

- 住民票の登録がなされていない場合でも、保育所や母子保健サービス等の子育て支援事業が受けられることについて助言し、必要に応じて市町村等に引き継ぎを行います。
- 転校等が必要な場合には、教育委員会等に協力を求めます。
この際、被害者自身の置かれている状況を学校等に申し出るよう助言し、教育委員会等に対しては、被害者等の情報管理の徹底を求めます。

(3) 施設における自立支援

《現状・課題》

一時保護の後も引き続き生活基盤の安定化のための援助が必要な場合、県女性保護施設なぐさホームや母子生活支援施設等で自立に向けた支援を行います。

また、被害者や子どもに対して心のケアを実施できる体制を整備するとともに単身の被害者が入所できる施設についても検討する必要があります。

今後の取組

- 心理療法担当職員の配置等により、被害者や同伴する子どもの心のケアを実施できる体制を整備します。
- 単身の被害者も入所できる施設の確保について検討します。

(1) 関係機関等相互の連携

《現状・課題》

被害者が直面する問題は多岐にわたる場合も多いため、相談・保護・自立支援の各段階において、関係機関等が各々の役割を認識して、必要な支援を的確に行うことが必要です。このためには、日頃から関係機関等によるネットワーク機能の強化が必要です。

今後の取組

①DV被害者支援ネットワーク会議

- DV被害者支援ネットワーク会議（全体会・振興局単位の会議）を通じて関係機関等相互の連携強化を図ります。

なお、同ネットワークには、市町村、配偶者暴力相談支援センター、警察、女性センター、福祉事務所、教育委員会、地方法務局、法テラス等の行政機関等や人権擁護委員連合会、弁護士会、医師会、民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等の民間団体、被害者支援団体、地方裁判所等が地域の実情に応じて参加します。

②和歌山県人権相談ネットワーク協議会

- 人権に関する相談に対して、配偶者等からの暴力についても適切に対応できるよう関係機関等の連携を図ります。

(2) 民間団体等との連携

《現状・課題》

民間団体や被害者支援団体の中には、相談や保護等の支援についてノウハウや経験が豊富にある場合があります。行政だけで被害者の支援を行うには限界があり、このような民間団体等と連携することで、よりきめ細かな支援の実施が期待されます。

今後の取組

- 民間団体等との連携を図りながら、より効果的に啓発活動や自立支援等を実施します。